

2. 変更概要及び変更理由

2.1 変更の概要及び理由

対象事業環状2号線のうち港区東新橋二丁目～港区東新橋一丁目の区間は、トンネル部及び地上とトンネルをつなぐ斜路部を施工中で、地上部は交通開放済みである。

当該区間は、平成32年度の供用開始を予定として事業を進めてきたが、築地市場の移転の遅延により既定事業期間内に工事が完了できないため、環状2号線の工事期間を「平成13年度から平成32年度」から「平成13年度から令和4年度」に変更する。

環状2号線以外の対象事業については、既定事業期間内に完了している。

2.2 事業計画の変更

2.2.1 環状2号線の概要

環状2号線の概要は、表2-2-1に示すとおりである。

環状2号線(港区東新橋二丁目～港区東新橋一丁目)においては、事業予定期間を「平成13年度から令和4年度」に変更するとともに、完成予定を「令和4年度」に変更する。

表 2-2-1 環状2号線の概要

項目	変更後	変更前
事業区間	港区東新橋二丁目～ 港区東新橋一丁目、 中央区晴海四丁目～ 江東区有明二丁目[約2,610m]	港区東新橋二丁目～ 港区東新橋一丁目、 中央区晴海四丁目～ 江東区有明二丁目[約2,610m]
標準幅員	50m	50m
道路規格	第4種第1級	第4種第1級
車線数	往復6車線	往復6車線
構造	平面・橋梁・トンネル※	平面・橋梁・トンネル※
設計速度	60km/時	60km/時
事業予定期間	平成13～令和4年度	平成13～32年度
完成予定	令和4年度	平成32年度

注) 網掛け部は変更箇所を示す。

※ 港区東新橋二丁目～港区東新橋一丁目の区間